

# 令和 5 年分 所得税等の確定申告のお知らせ

▶ 詳しくは石垣税務署にお尋ねください。

国税庁では、パソコンやスマートフォン等を利用した自宅からの確定申告を推奨しています。また、申告相談が必要な場合は受付期間中にご来場ください。還付申告は、2月 16 日以前でも提出できます。

## 【受付期間】

令和 6 年 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(金)

※ 土日祝日除く

## 【受付場所・時間】

石垣税務署 別館会議室（字登野城 8 番地）

午前 9 時～午後 4 時

※ 混雑状況により、受付を早めに締め切る場合があります。

## 【問合せ先】

確定申告電話相談センター ☎0980-82-3074

(音声案内で「0 番」を選択してください)

## ＼ 来場には入場整理券が必要です ／

<入場整理券の取得方法はこちら↓>

### ① LINE による事前発行

相談日の 10 日前から 2 日(土日祝日を挟む場合は 2 営業日)前まで取得できます。

### ② 石垣税務署での当日配布

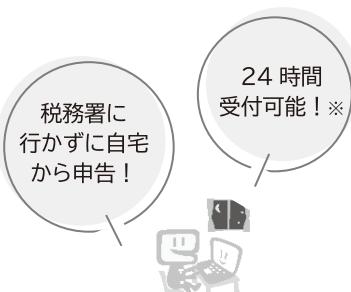
8 時半から当日分のみ配布。配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。

## スマホとマイナンバーで e-Tax !

国税庁ホームページから、スマートフォンやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。

マイナポータル連携をすると、控除証明書などの必要書類のデータを申告書へ自動で入力することができます。

(注)マイナンバーカード読み取対応のスマートフォンがあればご利用可能です。



※メンテナンス時間を除きます



国税庁 LINE



確定申告特集

詳しくは国税庁公式 LINE・ホームページをご確認ください ▶ ▶ ▶ ▶ ▶

## 令和 6 年度(令和 5 年分)

# 市民税・県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ

令和 6 年 1 月 1 日現在石垣市に居住していた方は、申告の対象となります。それ以外の方は、令和 6 年 1 月 1 日現在居住していた市町村にお問い合わせください。また、申告会場混雑緩和のため、郵送での申告をご協力をお願いします。

## 【受付期間】

令和 6 年 2 月 16 日(金)～3 月 15 日(金)

※土日祝日除く

## 【受付場所・時間】

市役所 1 階 コミュニティルーム

午前 9 時～午前 11 時 30 分 / 午後 1 時～午後 4 時

## 【注意事項】

土地・株式等の譲渡所得がある方、利子・配当所得がある方、青色申告する方、住宅借入金等特別控除を初めて受けた方は、石垣税務署での確定申告が必要です。

## 【市県民税申告書について】

申告が必要と思われる方へ 2 月上旬発送予定です。  
税務課 29 番窓口または申告会場でも配布予定です。

## 【問合せ先】

市役所税務課 ☎0980-87-9025

## ＼ 早期申告にご協力お願いします ／

例年 3 月 11 日から 3 月 15 日は大変混雑し、長時間待ち(平均 2 時間)が予想されます。  
早期申告・期限内申告にご協力お願いします。



# 市県民税申告のポイント！

令和6年1月1日現在、石垣市に居住しており、下記の「市県民税申告が不要な方」に該当しない方は申告する必要があります。令和5年中に所得がなかった方も申告が必要です。申告しない場合は、各種行政サービスが受けられない場合がありますので、ご注意ください。なお、確定申告する方は、市県民税申告をする必要はありません。

## 【市県民税の申告が必要な方の例】

- ▷ 令和5年中に所得のない方で、税法上の扶養親族※1になつてない方
- ▷ 市外在住の親族の税法上の扶養親族※1になつている方
- ▷ 公的年金収入のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除がある方
- ▷ 所得税の確定申告が不要の方で、給与及び公的年金等以外の収入があつた方

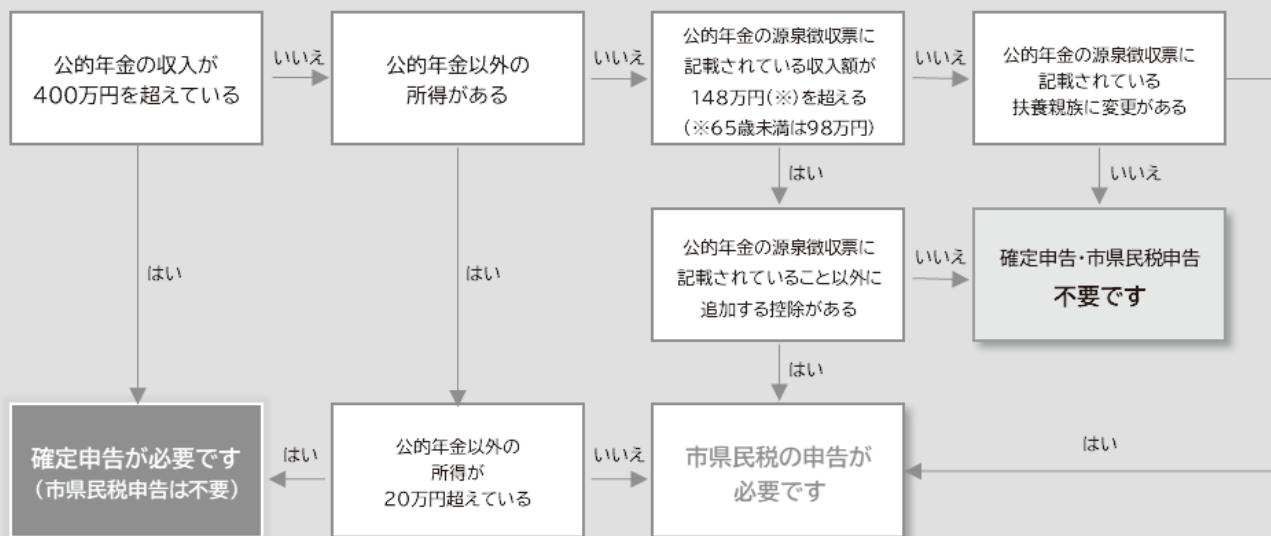
## 【市県民税申告が不要の方の例】

- ▷ 税務署やe-Taxで確定申告をする方
  - ▷ 市内在住の親族の税法上の扶養親族※1になつている方
  - ▷ 公的年金収入のみで、申告する控除がない方
  - ▷ 給与収入(1か所)の方で年末調整済みの方
- ※1  
税法上の扶養親族とは、年末調整や確定申告、市県民税の申告で扶養親族として申告されている方です。  
健康保険制度の扶養とは異なります。

## 年金所得者の申告について

収入が公的年金(遺族年金、障害年金除く)のみで、控除の追加がない方は申告不要です。

ただし、申告が必要な場合もありますので、下記のフローチャートをご活用ください。



## 所得のない方は郵送での申告にご協力ください！

必要書類を市役所に郵送するだけで申告できます！

- ① 「マイナンバーカード(両面)の写し」
  - ▶ ①がない場合は「番号確認書類(通知カード、個人番号記載の住民票)の写しと本人確認書類(運転免許証等)の写し」
- ② 市県民税の申告書
  - ▶ 申告書には、住所・氏名等の必要事項をもれなく記入してください。
  - ▶ 記入漏れがある場合は、受付できません。

郵送申告締切：令和6年3月15日(金) 消印有効

【問合せ先】 市役所税務課 ☎0980-87-9025

